

平安時代儀制書における「覧」

穂田定樹

一 「御覧」

二 自動詞「覧」

三 他動詞「覧」

四 「内覧」

前稿「小右記の覧とその語彙」は、官制用語としての「覧」の意味・用法の解明を課題としながら、その最も代表的な実用の場であった儀制書文献を取り上げることができなかった。本稿は、「内裏式」「儀式」「西宮記（略称「西」）」「北山抄（略称「北」）」「江家次第（略称「江」）」等の、平安時代の儀制書を資料として、官制用語としての「覧」とその一類の語の語義、語性を調べなおして、前稿に継いでみた。なお、右の諸文献は主に『新訂増補故実叢書』所収本に拠り、必要に応じて尊経閣文庫蔵本の影印本で確かめた。例文中のへゝ内は分注。

一、御覧

漢語「覧」の一つの群は、品詞上は、「覧を経て」のような名詞であれ、「覧じ了る」のような動詞であれ、「みる」行為を表し、構文上は、その行為の主者が主語格に立つ。その行為は、「誰二」という行為の対者を要せず、構文上は二格の成分の補充を要しない。

① 祭日、卯四刻、奉幣使等、就内侍奏参社之状。皇帝覧使等乗馬。詔、賜祿各有差。〔儀式一・賀茂祭儀〕

② 吳王覧其（『白公勝ノ妻』）守節而有義、号曰楚白貞姫。〔賦役令集解〕

この語義・語性は和語「みる」と同種に対応し、次のような、「誰二」という行為の対者、二格の文成分による補充表現を要する「覧」や和語「みず」に対立する。

③ 上卿許諾之後、外記入宣旨於宮、覧上卿。上卿見了、……就御在所、付藏人奏聞。〔西二二・復任事〕

その対立は、自動詞對他動詞対立の一環とすることができよう。以下、このように対立する「覧」を、自動詞「覧」、他動詞「覧」と呼びわけることにする。

ところで、平安時代の儀制書類における官制用語としての自動詞「覧」の代表語は、「御覧」と「覧」とである。

「御覧」は、日本語の中の自動詞として用いられるときは、「ごらんず」という形をとると見られる。「御覧」が「みたまふ」「みそなはず」の漢字表記であったことも、絶対になかったとまでは言えないであろうが、「ごらんず」が、源氏物語をはじめとする平安時代の仮名文献にも多量に用いられている事実や、儀制書の中にも、次のような事例があることからしても、「御覧」は「ごらんず」と見てよいであろう。

④ 藏人仰上卿曰、御覧シツ〔江二二・斎王卜定〕

⑤ 令殿上弁若藏人、内覧、奏聞之。返給へ仰、御覧。〔江五・位祿定〕

「御覧」において注目されるのは、むしろ、ここまで広く深く日本語の中に根付くに至った経緯の方であろう。とは思いつたので、中国の漢文文献を精しく調べてみる余裕はなかった。手近な漢語辞典を見ただけであるが、「御覧」という漢語例は幾つかあげられて、「天子がみそなわすこと」といった語義が注されているが、おおかたが、書名にもなった、書物の用途としての意での「御覧」であって、それがただちに漢語サ変動詞として訓まれたかどうか、疑問の部分が大きく残されているように思う。ただ、接頭語性の「御」を冠した形が既に定まっていることは、漢語「御覧」と「御覧ず」との間が、全く断絶してはいないこ

とだけはおかあがわせる。しかも、「御覧」のような語構成の漢語が他にないわけではない。もちろん、その多くは、体言性が極めて強固で動詞化のむずかしいものが多い。また、「御注」「御製」のような、行為概念を内蔵しているも行為によって生じた具体的事物——注された解釈、作られた作品のような——が存在すると、動詞化しにくいように思われる。そういう中で、行為自体が比較的抽象性が強く、具体的事物が生じにくいもので、記録体漢文に例があるものをさがしてみたが、「御幸」「御寝」「御食」くらいしか拾えなかった。しかし、これらも、現行漢語辞典の例は、名詞性が高かったり、また、日本語内での動詞化が、「御覧ず」のように一般的、活性的ではなかったりして、ひとしなみに考えることはむずかしい。

⑥ 詔曰、間者陰陽不調、黎民飢寒、無以保治、其令諸宮館希御幸者、勿繕治。〔漢書・元帝紀〕

⑦ 後周警衛之制、……左右中侍、掌御寝之禁、皆金甲、左執竜環、右執獸環長刀、竝飾以金。〔隋書・礼儀志七〕

⑧ 為之、三夜不御寝、三日不御食。〔漢書・王莽伝・中〕

なぜ、どのような経緯で、「御覧」ひとりが、連濁という日本語的な現象をおこすほどに日本語化したのか。官制語

としての必要度の高さ、使用頻度の高さが、こういう結果をもたらしたのではなからうか、と想像してみる、それ以上のは、本稿でもできなかったが、そのような「御覧」の熟成の動きを支援したのは、漢語サ変動詞生成の、広汎かつ強力な、造語エネルギーであったと考えられる。とにかく、「御覧ず」は、当時の日本語の全面にわたる基幹的な尊敬動詞となったのだが、「職員令集解・中務省」の次例などが早い事例であろうか。

⑨ 卿一人。へ……掌……諸国戸籍、租調帳へ……其戸籍以下諸簿者、非此省之所執檢、唯止擬（「あてまへく」）
弘仁十年ごろの成立とされる「内裏式」、延長五年完成の「延喜式」にも次のような例が見える。

⑩ 大臣替執擬階奏文、奉進、即降自同階、授挿書杖於外記、復本処。御覧奏文畢、共着座。……若有不御覧

短册者、勅曰、短册者與之（よし）。大臣即奉勅称唯。〔内裏式中・奏成選短册式〕

⑪ 内侍取奏文奉。御覧畢、勅曰、参来。〔神祇式・二〕

なお、使役の助動詞を付属したと見られる「令御覧」は、「みる」行為をするように使役する意の表現で、使役の行為の主者が主語格、「みる」行為の主者が二格に立つ。したがって、構文、人物の主者対者関係は、他動詞「覧」

「みす」の場合に似ることになる。「みる」行為の主者は尊者、使役の主者は卑者になるから、「奉令御覧」御覧せしめ奉る」とでも言わねばならないようであるのに、そうは言っていない。仮名文で「御覧せさせ奉る」などとは言わず、「御覧ぜさす」で十分とされているのと軌を一にする表現である。漢文でも仮名文でも、使役の意は角だつことなく、結果的には、「お目にかけらる・いれる、お見せする」という、他動詞性の謙讓表現的な意味に落ち着く。

⑫ 少時大臣進宣命文・見参・侍従及文人夾名、内侍伝取、令御覧訖〔内裏式中・九月九日菊花宴式〕

⑬ 上卿示所掌令書分へ先書前後射手念人等。次書度数・募物……所掌奏札へ持札跪御座前、乍持令御覧……〔西六・射場初〕

さて、「御覧」は、特に官制語としては、専ら天皇を敬意の対者とし、天皇専用の度合いが極めて高い。例外となるのは、「江家次第」における、関白に用いられた二、三の例だけである。

⑭ 後不堪へ関白殿御覧へ〔江九・官奏〕

⑮ 当日早旦御湯殿、次御覧神宝、……次、出御。次、家司以下昇神宝並於御前、覽畢令返納之……入御、……還御。主人御於対広廂、次賜御前祿。

後の例文でわかるように、「出御」「入御」「還御」が併用

されて、完璧に天皇並みの待遇表現になっている。後に述べるような、「内覧」の特権が画期的に強固さを増した時代の反映といつてよからう。こういう対関白の待遇は、「西宮記」や「北山抄」には一例も見られなかった。

二、自動詞「覧」

⑯ 主上覧文へ々々御覧、此間有勅語、者〔西七・官奏〕

⑰ 内教坊別当、進舞妓奏。覧畢。作音楽。舞妓等出自綾綺殿軟障南頭着座〔北三・内宴〕

⑱ 立殿上御倚子於庭中。為覧二星会合也。〔江八・乞巧奠〕

自動詞「覧」は、通例、右のように用いられる。「御覧」ほどではないが、天皇を「みる」行為の主者とする例が圧倒的に多い。天皇に専用される度合いが極めて高いのである。すなわち、それらの「覧」は、天皇が律令制の最高の支配者として、太政官から上奏されてくる案件の許不を裁定すべく、その文書を檢分する行為や、儀式として定まった行事に臨御して、それを見る行為なのである。もちろん、その案件は、太政官に於いて議せられた上で上奏されるのであるが、その過程における、議定主管者の上卿や、それに先立つて予備檢分などにあずかる官僚の、文書檢察

の行為は、通常、「見（みる）」「披見（ひらきみる・ひけんす）」と記されるのが常である。『西宮記』『北山抄』『江家次第』いずれも、天皇を行為の主者とする「見・披見」の例はゼロ、「覧」を用いた例は『北山抄』『江家次第』それぞれ、二十例を超える。『西宮記』に至っては六十例を超えている。すなわち、天皇においては、三資料とも、「覧」が専用されて、「見・披見」の使用は認められない。ただ、臣下の身分、特に上卿その他の官僚の行為には、「見・披見」を主用しながらも、「覧」の使用が散見される。

①⑨ 外記執五位以上六位以下見参文、進大臣。大臣覧了、返給之。〔儀式一・大原野祭儀〕

②⑩ 召内記令作勅符。仰官吏、令作制勅官符へ史作符訖、授於弁。弁受、令覧大臣。訖即奉覧。〔儀式一〇・飛駅儀〕

②⑪ 上卿着陣。……外記取空宮、進上卿。上卿仰外記云、開。外記称唯、一々開入宮。上卿覧了給外記。〔西一・二・固閑覆奏〕

②⑫ 吏部記（云）、延長三年四月一日、旬、不出御云々。……有召、外記、覧見参・目錄等於大臣。大臣覧了、給外記。〔西宮記六（裏書）〕

しかし、たとえば『西宮記』においては、上卿等の文書検

察の行為を記した「見・披見」が一二〇例を超えるから、数例の「覧」の使用は稀少例である。

さて、上述したような状況は、自動詞「覧」は令制の支配者の尊者の行為を示す語、「見」は被支配者、奉仕者の行為の表現という対立を、明らかに示している。とすれば、「見」と「覧」とが、同じように訓まれたはずはない。その両語は、「みる」と「みそなはす」とのような、ただの待遇価値の違いや、それに付随する語感の違いだけの異なりであったよりは、字音語と和語との異なりであった可能性のほうが大きいのではないか。「覧」は、「御覧」と類を同じくする字音語であったと考えられる。ただ、「覧」も、上述したような天皇に対する高い専用度に比例して、「御覧」の待遇価値に近い価値を持つと言えるか、となると、そう一概に言えない所がある。この点については次節で取り上げてみる。なお、「令覧」は「令御覧」に準じる。

三、他動詞「覧」

②⑬ 上卿召内記令作勅符。仰弁令作官符。内記覧清書。外記挿官符杖、覧上卿。……外記、令史生令見少納言之後、覧上卿。上卿見官符、給外記。〔西一二・開閑使〕

②⑭ 使等具畢、外記以其夾名、覧上卿。見畢返給。〔北

二・荷前事

②⑮ 外記取博士等夾名、覧上卿、見了返給へ或上卿奏之。〔江八・釈奠後朝〕

ここにあげた傍線部の「覧」は、文意から推して、上卿を行為の対者に立てた表現であり、和語「みす」に対応する他動詞の「覧」であると考えられる。一字漢語のサ変動詞には、自動詞、他動詞に両用される語が珍しくないことは、前稿にも言及したが、「覧」はその一つと考えられる。律令官制では、外記や史や内記などの事務官が、行政上、検察・議定の対象となる文章を、上卿に提出し、それを承けて、上卿が検察を加えたり議定して、奏聞に及ぶということが、律令官制の一つの型になっていたが、それを記述する用語もまた、前者の提出の行為は他動詞「覧」で、後者即ち上卿の検察の行為は「見・披見」で表す、という型が生じていた。したがって、他動詞「覧」に、尊敬語としての待遇価値を見出すことは、極めてむずかしい。他動詞「覧」は、むしろ、受け手尊敬の謙讓語かとさえ見える。「覧」は、自動詞であれ、他動詞であれ、所詮、尊敬語ではないと考えるか。それとも、自動詞と他動詞とでは待遇価値が別種になると考えるか。別種論にも、四段活用の「給ふ」と下二段活用の「給ふ」とのような、別種論を支援するかと見える事例がないわけではない。しかし、「給

ふ」の場合は、その活用の相違が別種の待遇性、待遇価値を生み出す形式として説明できるのに対して、「覧」の場合、それに価するような要因を見出すことはできそうもない。今はしばらく、自他いずれの「覧」も、敬語というにふさわしい待遇性は定まっていまい、という立場をとることにする。天皇に対する専用度の高い自動詞「覧」の場合、抵抗がないわけではないが、表現に際して「覧」の使用に抵抗を感じたとしても、それは「御覧」を用いれば、容易に解決するはずである。むしろ、具体的個人としての話し手自身との人間関係によつて選ばれる一般尊敬語は極力抑え、「被（る・らる）」の使用程度にとどめ、ないしは、「仰す」「召す」「給ふ・給はす」など別種尊敬語や「御覧」のような絶対敬語的な尊敬語しか用いない、そういうスタイルが、特に儀制書などの、特に儀制の一般的説明をする部分の文体であったと考えるならば、自動詞の「覧」も他動詞の「覧」も、そういう文体としての表現であり用語であったと考えることができよう。儀制書の伝本によつては、敬語の読み添えを記している所が、少なからずある。これは、むしろ本来の本文の文体意識を裏書するものではなからうか。ただ、そのような文体においては、日常座右の待遇表現との落差が、ある種の緊張感をもたらすであろう。むしろ「晴れ」の言語として感じられたかもしれない。

そこに、「覽」なども、ある種の文体的風格を語感としていたとも思われる。それを前稿で美化語としたのは、とりあえず却下するが、このような語感に承認されるのではないか。「御覽」が日常語としてもなく用い続けられたのに対して、「覽」は、日常語化するに至らず終ったようであるが、「覽」の上述のような語性は、言語としての環境のいたす所であつたのだろう。なお、「奉覽」「奏覽」の「覽」も他動詞「覽」である。「奉」「奏」は、必ずしも補助動詞としての謙讓語の付加ではなく、接頭語的に語構成にはたらいっている漢語本来の要素であるが、結果的には、受け手尊敬の敬意を担当することになっている。

四、「内覽」

他動詞「覽」の中には、次のような用法が見える。

②⑥ 〈関白之時、上卿於陣見之（『官符』）。次弁覽関白。次上卿奏聞如常（『北三・官奏（例文）』）

これも他動詞「覽」の用法の一であるが、上卿の検査後、奏聞の前に、関白の検分を要請して文書を提出する行為を記している。この関白の検分の行為ないしは権限を、史学の方では内覽と称しているが、表現としては、上卿の仰を承けて文書を関白に提出提示して検分を受ける行為を「内覽」と記すことにするが、その「内覽」の行為は、要する

に、右に述べたような、他動詞「覽」の意味する行為に外ならない。ただ、その用語「内覽」は、『西宮記』や『北山抄』には確認できなかった。もともと、『西宮記』も、『史籍集覽』本巻十二以降には、この用語が少なからず見えるが、その点、集覽本の本文に疑問が残るので、本稿では資料にしないことにした。しかし、『江家次第』には、「内覽」の用語がしきりに用いられている。その数、五十例に近い。関白のその権限を抜きにしては、令制の政が成立しない時代に入っていたことを示す現象であろう。古記録の方では、『殿曆』に、関白の行為・権限それ自体を内覽と称する表現が見られることを、前稿で指摘したが、いずれも同時代の文献である。また、さらに、『江家次第』に見られる関白への待遇表現に、天皇並みの敬語が用いられている事例をあげたが、これも右の現象と無関係とは言えないであろう。

②⑦ 〈史捧奏杖、跪小庭。大臣披見奏文三通。返給、史退下。大臣召直弁、仰可内覽之由。弁、唯、退下。次直弁尋取奏文、内覽了。帰着貳、申云、奏給（『江六・二孟句』）

「直弁」は『西宮記七・減省奏報詞』に、「謂中弁以下可候奏之者」とある。

②⑧ 内記進宣命草。上卿見了便令内記内覽。帰来後、上

卿令持内記、着御所付藏人奏聞。返給之後、帰仗座、給内記令清書。内記進清書、令内覽、并付御所奏聞、如元〔江一二・祈雨止雨奉幣〕

②⑨ 上卿加検査、畢、乍在本座、令外記内覽於執柄許、若候御在所者、令殿上弁、若藏人、覽之。次与外記、就弓場殿、令藏人覽之〔江一八・陣覽内文〕

右例は、「令」が表す使役の主者（上卿）、使役の対者（内記・外記）、「内覽」の行為の対者（執柄）が明示されている。さらに、院政期の律令制の末期的症状について一言したが、『江家次第』では、「内覽」の事実ないしは記述の構造は、まだ崩れていないと見受けられる。